

函 都 第 275 号  
令和2年4月15日

株式会社トーエネック エネルギー事業部  
様

函南町長 仁科 喜世志



函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への  
照会に対する回答

令和2年3月10日付けで提出されました照会書に対する回答は、下記のとおりです。

記

回 答 別紙のとおり

担当 都市計画課  
電話 055-979-8117

別紙

令和元年 10 月 1 日施行の函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「本条例」といいます。）の解釈につきましては、令和 2 年 1 月 22 日付け函都第 44 号の文書にて回答をしておりますが、貴社が函南町軽井沢地内で計画をされている事業（以下「本事業」といいます。）について、本条例施行日以降に変更が生じる場合、その変更に係る部分については、本条例第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用されるものと考えております。これは、条例に関する一般的な考え方でもある、施行と同時に、現実の事象に対し法規範としての効力を発揮し、その効力は、条例施行の時点以後の事象に対して生ずるという考えに沿ったものであるため、本条例施行日以降の本事業の変更については、本条例の適用を受けるという解釈をしております。

また、本条例第 9 条第 3 項の同意の判断を行うために本条例第 9 条第 1 項の届出を要求する根拠が不明とのご指摘ですが、上記のとおり本事業については、本条例第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用されると判断しておりますので、当町としては、本事業に変更が生じた際に、本条例附則の経過措置により求めた本条例第 9 条第 1 項の届出がないことには、当初の本事業の計画から変更となる内容を知り得ないため、本条例第 9 条第 3 項に基づく同意の判断に関する審査が遅滞することや判断ができないおそれがあると認識しております。

いずれにしましても、本事業については、令和元年 7 月 8 日付けで林地開発行為についての許可を得ており、当初の事業計画は定まっていると思慮されますので、至急、本条例附則の経過措置に基づく届出についてご対応いただきますようお願いいたします。

